

# 青森県報

号外第二十三号

平成十六年  
三月二十九日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則……………

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………

### 議 会

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………

### 教 育 委 員 会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令……………

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………

### 公安委員会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則……………

## 規 則

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の資産等の公開に関する規則（平成七年十二月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「副都庁舎」を「庁舎」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則（昭和三十七年六月青森県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「鋼索鉄道」を「鉄道」に改め、同条第十号中「養魚施設」を「動物繁殖施設」に改め、同条に次の一号を加える。

十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

第十六条の二第二項第六号及び第十五項第一号二中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十条第三項第十号」を「第十条第三項第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十条第三項第九号」を「第十条第三項第十一号」に改め、同項

を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十条第三項第八号」を「第十条第三項第九号及び第十号」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「とする植物」の下に「捕獲し、若しくは殺傷しようとする動物又は採取し、若しくは損傷しようとする卵に係る動物」を加え、「当該植物」を「当該動物」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十条第三項第七号」を「第十条第三項第八号」に改め、同項第二号中「を建築する」を「その他の工作物を設置する」に改め、「たれその他土地を階段状に造成する」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 土地を階段状に造成するものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

第十六条の二十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十条第三項第六号」を「第十条第三項第七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 条例第十条第三項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

四 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。

六 集積し、又は貯蔵する高さが高さ十メートルを超えないものであること。

七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。

十 支障木の伐採がきん少であること。

十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第十七条中「第十条第八項第二号」を「第十条第八項第三号」に改め、同条第八号の二中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第六十五号）第八号第二項第二号に掲げる事項」を「沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発」に、「同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改め、同条第十号中「（昭和二十五年法律第二百十四号）」を削り、同条第二十七号の二中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同号の次に次の十号を加える。

二十七の三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の四 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの

二十七の五 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

二十七の六 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

二十七の七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の九 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十二 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第十七条第二十八号中「第十条第三項第八号」を「第十条第三項第九号」に改め、同号の次に次の四号を加える。

二十八の二 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十八の五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第十九条中「第十二条第七項第二号」を「第十二条第七項第三号」に改める。

第二十二条を第二十六条とする。

第二十一条中「第十八条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十条中「条例」の下に「第十三条第三項、」を加え、「第十七条第四項」を

「第二十九条第四項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条の次に次の四条を加える。

（風景地保護協定の基準）

第二十条 条例第十七条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでならない。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならぬ。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならない。

八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

（風景地保護協定の公告）

第二十一条 条例第十八条第一項（条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、青森県報に登載して行つものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

（風景地保護協定の締結の公告）

第二十二条 前条の規定は、条例第二十条（条例第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

（公園管理団体の指定基準）

第二十三条 条例第二十三条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行つものとする。

一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十四条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としないことその他条例第二十四条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第一号様式の備考の2の⑧の「鋼索鉄道」を「鉄道」に改め、同⑧の「中」を「養魚施設、砂防施設、防火施設」と改め、「動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設」に改める。

第八号様式中その十をその十二とし、その九をその十一とし、同その十一の前に次のように加える。

その10 動物の捕獲等の場合

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所 (法人にあつては、主たる  
事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名)

特別地域内動物捕獲 (殺傷) (卵採取 (損傷)) 許可申請書

青森県立自然公園条例第10条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲 (殺傷) (動物の卵の採取 (損傷)) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 の 場 所	市郡・町村・大字・字・地番 (地先)	地 目
行為地及びその付近の状況		
動物 (卵に係る動物) の種類		
施 行 方 法	捕獲 (殺傷) (採取 (損傷)) 物の数量	
	捕獲 (殺傷) (採取 (損傷)) 方 法	
予 定 日	着 手	許可の日から 日以内
	完 了	着手の日から 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記載すること。  
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
- (3) 「捕獲 (殺傷) (採取 (損傷)) 方法」欄には、捕獲 (殺傷) (採取 (損傷)) の方法、使用器具の名称等を記載すること。
- (4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記載すること。  
なお、土地所有関係についても記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

その6 物の集積（貯蔵）の場合

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及  
び代表者の氏名）

特別地域内物集積（貯蔵）許可申請書

青森県立自然公園条例第10条第3項の規定により、 県立自然公園の特別地域内における物の集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

第八号様式中その八をその九とし、その七をその八とし、その六をその七とし、その五の次に次のように加える。

目 的		
行 為 の 場 所	市郡・町村・大字・字・地番（地先）	地 目
行為地及びその付近の状況		
集積（貯蔵）物の種類		
施 行 方 法	集積（貯蔵）方法	
	土地使用面積及び集積（貯蔵）する高さ	
	関連行為の概要	
	集積（貯蔵）設備	
予 定 日	着 手	許可の日から 日以内
	完 了	着手の日から 日
備 考		

備考

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

2 記載上の注意

- (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- (2) 「行為地及びその付近の状況」欄には、地況、植生等周辺の状況を示すのに必要な事項を記載すること。
- (3) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を具体的に記載すること。

なお、詳細については、添付図面に表示すること。

- (4) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進ちよく状況を記載すること。

なお、土地所有関係についても記載すること。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

その1 条例第13条の場合

第十一号様式中その四をその五とし、同様式その三中「~~三十万円~~」を「~~三十万円~~」に、「第十七条に」を「第二十九条に」に、「第十七条 知事」を「第二十九条 知事」に、「第二十三条」を「第三十五条」に、「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に、「第十七条第五項」を「第二十九条第五項」に改め、同その三を同様式その四とし、同様式その二中「~~第二十三条~~」を「~~第三十五条~~」に、「一に」

を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同その二を同様式その三とし、同様式その一中「~~第二十三条~~」を「~~第三十五条~~」に、「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同その一を同様式その二とし、同その二の前に次のように加える。

(表)	
<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">青森県知事</p> <p style="text-align: center;">印</p>	<p style="text-align: center;">所 属 職 氏 名</p> <p>この証明書を携帯する者は、青森県立自然公園条例第十三条第二項に規定する原状回復等を行う者である。</p>
(裏)	
青森県立自然公園条例(抄)	
(中止命令等) 第十三条 (略)	
<p>2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を知ることができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	

備考 この用紙は、B列七番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十五年七月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

議

会

青森県議会告示第一号

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

青森県議会議長 上 野 正 蔵

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

青森県議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年十二月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「郵便貯金取引」を「金融取引」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月二十九日青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務長専決事項の欄第三号中「月額」を「額」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）

の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表の局長の項中「企画振興部」を「企画政策部」に改める。

第十七条の二第一項中「事項を専決することができる」を「事務を専決する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次長は、別表第一の二に掲げる事務を専決する。

別表第一の第三号中「時間外勤務」の下に「(週休日、休日及び休日の代休日に係るものに限る。）」を加える。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二(第十七条の二関係)

一 一件の予定価格が三百万円未満の物品の購入に関する事。

二 旅費に係る支出負担行為に関する事。

三 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費(食糧費を除く。)、委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目(給料及び交際費を除く。)(に係る一件の金額が千二百万円未満の支出命令に関する事。

四 前渡資金精算書等の受理及びその内容の調査に関する事(報酬、給料、職員手当等及び賃金の前渡で電子計算組織により処理されるものに係るものに限る。)(。

五 職員の時間外勤務命令(週休日、休日及び休日の代休日に係るものを除く。)(に関する事。

六 振替命令及び返納通知に関する事。

七 有価証券(公有財産である有価証券を除く。)(の出納通知に関する事。

八 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関する事。

九 物品の出納通知に関する事。

十 誤納金又は過納金の戻出及び誤払金又は過渡金の戻入に関する事。

十一 その他定例又は軽易な事項で局長が指示したものに係る事(庶務に係るものに限る。)(。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第四号

青森県警察職員の定員配置規則の一部を改正する規則

青森県警察職員の定員配置規則(昭和二十九年七月青森県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

青 森 県 警 察 職 員 定 員 表

区分	警 視	警 部	警部補	巡 査 長	巡 査	小 計	一 般 員	合 計
本部、署名								
県警察本部	60	97	220	97	154	628	255	883
青森警察署	4	9	73	119	116	321	18	339
浪岡警察署	1	4	10	13	4	32	4	36
蟹田警察署	1	3	10	8	4	26	4	30
大町警察署	1	3	7	3	6	20	3	23
むつ警察署	2	5	18	24	26	75	8	83
野辺地警察署	1	7	16	18	13	55	4	59
弘前警察署	5	8	62	79	68	222	17	239
鱒ヶ沢警察署	1	5	9	16	6	37	4	41
木造警察署	1	4	11	16	8	40	4	44
金木警察署	1	4	10	11	9	35	4	39
五所川原警察署	2	5	17	26	27	77	8	85
板柳警察署	1	3	4	7	7	22	4	26
黒石警察署	2	5	17	31	18	73	7	80
大戸警察署	1	3	8	6	7	25	4	29
八戸警察署	4	8	64	89	107	272	23	295
三戸警察署	1	4	11	11	11	38	4	42
五戸警察署	1	3	6	9	5	24	4	28
和田警察署	2	5	19	26	32	84	7	91
七戸警察署	1	4	9	10	7	31	4	35
三沢警察署	2	5	20	22	24	73	9	82
合 計	95	194	621	641	659	2,210	399	2,609

附 則  
この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭